

平成25年9月

大阪狭山市

大阪狭山市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

平成25年10月1日から大阪狭山市暴力団排除条例を施行することに伴い、大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱を制定しました。同日以降は、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置として、公共工事等の受注に際し、大阪狭山市と契約を締結する契約相手方（元請負人）及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

記

1 対 象

本市が発注する建設工事、業務委託、物品購入その他役務の提供、財産の売払い等に係る契約金額が500万円以上の契約相手方（元請負人）及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）

2 誓約書様式 元請用（別紙1）・下請用（別紙2）

3 提出期限

(1) 本市との契約相手方

条件付一般競争入札については入札参加申込時に、指名競争入札及び随意契約については契約締結時に大阪狭山市（庶務グループまたは水道局総務グループ）へ提出してください。

(2) 下請負人等の方

下請負契約等を締結した時に、元請負人を通じて工事（業務）担当グループへ提出してください。

4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

(1) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収します。

(2) 本市の入札参加資格を有する契約相手方（元請負人）及び下請負人等は、一定期間（2年又は1年+改善されるまで）、入札等参加除外措置を行い公表します。

(3) 本市の入札参加資格を有しない下請負人等の場合は、一定期間（2年又は1年）、商号等必要な事項を公表します。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

(1) 契約相手方が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。

(2) 本市の入札参加資格を有する契約相手方（元請負人）又は下請負人等の場合は、大阪狭山市建設工事等指名停止要綱に基づく措置を行います。

6 誓約違反の措置を適用する範囲

(1) 誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置を行います。）

(2) 誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約締結までに改善された場合は措置を行いません。）

7 施行日 平成25年10月1日

誓約書

私は、大阪狭山市が大阪狭山市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は大阪狭山市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品購入又は業務の名称： _____

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、大阪狭山市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪狭山市から大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると大阪狭山市が大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪狭山市の調査により判明した場合には、大阪狭山市が大阪狭山市暴力団排除条例及び大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪狭山市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪狭山市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪狭山市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると大阪狭山市が大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪狭山市の調査により判明し、大阪狭山市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

あて先 大阪狭山市長

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

代表者の生年月日

印

(使用印鑑届出印)

年 月 日生

下請用（別紙2）

誓約書

私は、大阪狭山市が大阪狭山市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は大阪狭山市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品購入又は業務の名称： _____

契約の相手方： _____

2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、大阪狭山市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪狭山市へ提出されること及び大阪狭山市から大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると大阪狭山市が大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪狭山市の調査により判明した場合は、大阪狭山市が大阪狭山市暴力団排除条例及び大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪狭山市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪狭山市暴力団排除条例第7条に規定する第二次以降の下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて（第二次以降の下請負人等は上位の下請負人等から元請負人を通じて）当該誓約書を大阪狭山市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると大阪狭山市が大阪府黒山警察署及び大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪狭山市の調査により判明し、大阪狭山市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

あて先 大阪狭山市長

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

代表者の生年月日

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

年 月 日生